令和８年度　導入に向けた自治体向けオンライン説明会

第４回自治体説明会資料
保活情報連携基盤・保育業務施設管理プラットフォーム

令和８年２月

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

アジェンダ

１．本説明会の概要

１．１　第４回自治体説明会の趣旨

２．保活情報連携基盤

２．１ 【全自治体向け】令和８年４月リリースに向けた進め方

２．２ 【全自治体向け】令和８年度の新規利用申請

２．３ 【全自治体向け】外部システムとのデータ連携詳細

３．保育業務施設管理プラットフォーム

３．１ 【全自治体向け】これまでの説明会の変更点について

３．２ 【４月利用開始予定の自治体向け】４月から利用開始する自治体へのご案内

３．３ 【4月利用開始以外の自治体向け】年度途中利用開始の場合の対応事項案内

４．保育ICT推進加算

４．１　保育ICT推進加算の創設

１．本説明会の概要

１.１ 第４回自治体説明会の趣旨

こどもまんなか
こども家庭庁

第４回自治体説明会の趣旨

本日お伝えしたいこと

保活情報連携基盤

- ✓ 利用申請済の自治体においては、４月リリースに向けてLGWAN追加接続作業を御対応いただきたい
- ✓ 令和８年度に利用申請を検討いただいている自治体においては、保活スケジュールを勘案して参画時期を御検討いただきたい

保育業務施設管理プラットフォーム

- ✓ これまでの説明会の変更点について
- ✓ ４月から利用開始する自治体へのご案内
- ✓ 年度途中利用開始の場合の対応事項案内

保育ICT推進加算（仮称）

- ✓ DXにより、業務負担の軽減と保育の質の向上に積極的に取り組む施設等を評価するため、保育ICT推進加算を創設
- ✓ 加算の要件として、保活情報連携基盤、保育業務施設管理プラットフォームを活用することが含まれるのでご認識いただきたい

参考資料

- ✓ 第１・２・３回自治体説明会資料、FAQ一覧
  ：「保育業務施設管理プラットフォーム」に関する情報｜こども家庭庁　「保活情報連携基盤」に関する情報｜こども家庭庁
- ✓ 令和６年度保育DX調査研究事業報告資料（給付及び監査ワーキング・グループ、保活ワーキング・グループ）
  ：保育現場でのDXの推進に向けた調査研究事業｜こども家庭庁

お問い合わせ先

- ✓ こども家庭庁 成育局 保育政策課 保活情報連携基盤担当：hokatsu-kiban@cfa.go.jp
- ✓ こども家庭庁 成育局 保育政策課 保育業務施設管理プラットフォーム担当：hoiku-pf@cfa.go.jp

２．保活情報連携基盤

２.１　令和８年４月リリースに向けた進め方

こどもまんなか
こども家庭庁

2.1.1 現時点の利用申請の状況

現時点の利用申請の状況については、以下の通り。

利用申請自治体一覧

30都道府県、166市区町村が
令和８年４月からの利用開始を予定。
※2/24（火）18:00時点

地域	都道府県	市区町村
北海道	北海道	幕別町、厚真町、湧別町、倶知安町、小樽市、津別町、ニセコ町、砂川市、八雲町
東北	青森県	八戸市、鰺ヶ沢町
東北	岩手県	盛岡市、久慈市、北上市、陸前高田市、一関市
東北	宮城県	利府町、村田町
東北	秋田県	由利本荘市、潟上市
東北	山形県	高畠町、山形市、新庄市
東北	福島県	矢吹町、鏡石町、伊達市

地域	都道府県	市区町村
関東	茨城県	神栖市、桜川市、ひたちなか市、取手市、石岡市、古河市、阿見町
関東	栃木県	佐野市、上三川町、真岡市、鹿沼市
関東	群馬県	－
関東	埼玉県	さいたま市、川越市、春日部市、松伏町、戸田市、鶴ヶ島市、入間市、深谷市、白岡市
関東	千葉県	富里市、八千代市、市原市、館山市、浦安市、習志野市
関東	東京都	羽村市、府中市、千代田区、小平市
関東	神奈川県	茅ヶ崎市、小田原市、平塚市、厚木市、座間市、南足柄市、綾瀬市、横須賀市
中部	新潟県	新潟市、柏崎市、長岡市、十日町市
中部	富山県	－
中部	石川県	津幡町
中部	福井県	大野市
中部	山梨県	甲府市、中央市、上野原市、大月市、山梨市、都留市、富士吉田市

※都道府県のうち、灰色フォントは未参画の自治体。黄色：政令指定都市、緑：中核市、水色：施行時特例市、赤字：LGWAN接続自治体

こどもまんなか
こども家庭庁

2.1.1 現時点の利用申請の状況

現時点の利用申請の状況については、以下の通り。

利用申請自治体一覧

地域	都道府県	市区町村
中部	長野県	信濃町、白馬村、喬木村、飯山市、小諸市、茅野市、安曇野市、飯田市
中部	岐阜県	大垣市、高山市、養老町、郡上市
中部	静岡県	－
中部	愛知県	岡崎市、大治町、清須市、知多市、幸田町、津島市、みよし市、田原市、江南市、あま市、半田市
近畿	三重県	朝日町、松阪市、津市
近畿	滋賀県	－
近畿	京都府	南丹市、長岡京市、向日市、綾部市、舞鶴市、福知山市
近畿	大阪府	大東市
近畿	兵庫県	宝塚市、赤穂市
近畿	奈良県	広陵町、河合町
近畿	和歌山県	紀の川市、田辺市、御坊市
中国	鳥取県	鳥取市
中国	島根県	邑南町、浜田市

地域	都道府県	市区町村
中国	岡山県	岡山市、美咲町、総社市
中国	広島県	大崎上島町
中国	山口県	光市、山陽小野田市
四国	徳島県	－
四国	香川県	－
四国	愛媛県	松山市、西予市、久万高原町
四国	高知県	－
九州	福岡県	福岡市、桂川町、小郡市、筑後市、宗像市、苅田町、古賀市、行橋市、みやこ町、広川町
九州	佐賀県	佐賀市、太良町、基山町
九州	長崎県	佐世保市、波佐見町、平戸市、川棚町
九州	熊本県	熊本市、宇土市、南関町、益城町
九州	大分県	－
九州	宮崎県	宮崎市、高鍋町、小林市、都城市
九州	鹿児島県	日置市、南さつま市、指宿市
九州	沖縄県	那覇市、北谷町、糸満市、嘉手納町、名護市、読谷村

※都道府県のうち、灰色フォントは未参画の自治体。黄色：政令指定都市、緑：中核市、水色：施行時特例市、赤字：LGWAN接続自治体

こどもまんなか
こども家庭庁

令和７年度の実装イメージ

保活情報連携基盤では、ユーザ種別ごとにマイページを提供。保護者マイページの名称は「保活ワンポータル」。

令和8年度リリース時点における保活情報連携基盤の全体像

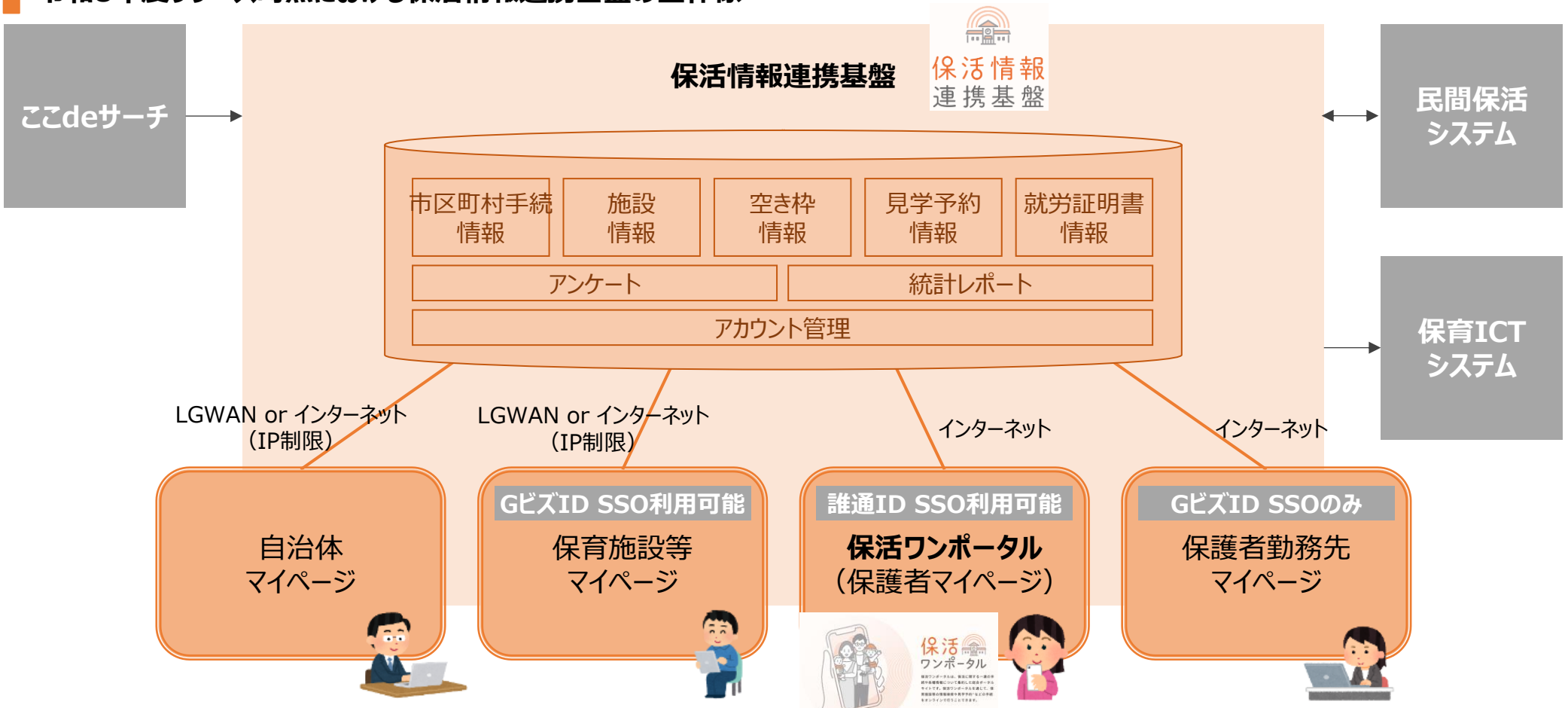

- 手続情報・ToDoの登録
- 月次入所・一斉入所の空き枠情報の更新*

*「○×△」での公表用の入力枠は今後実装予定（当面、備考欄に記載いただく）

- 施設情報の登録
- 空き枠情報の登録
- 見学予約申請の承認

- 手続・施設情報の検索
- オンライン見学予約
- 標準様式の就労証明書の申請・受領（PDF形式）

- 就労証明書発行（画面から発行*）

*人事労務システムとの連携による発行は令和8年度中を目指す

こどもまんなか
こども家庭庁

リリーススケジュール

令和８年４月に、まずは申請受付済の自治体・保育施設等に向けてシステムリリース予定。４月中旬頃に保護者向けページをリリースし、６月以降に新規自治体の申請受付予定。

令和8年度運用開始スケジュール

		3月	4月	5月～
保活情報連携基マイルストン		R7年度コールセンター終了（3/31）	R8年度コールセンター開設（４月上旬頃予定） システムリリース 保活ワンポータルリリース（４月中旬頃予定） （保護者に向けた周知活動の開始）	
一次受付申請済	自治体	追加接続設作業 詳細は次頁	本番アカウント受領 → マイページログイン（研修期間に登録したデータ移行済）	
	保育施設等		マイページログイン（研修期間に登録したデータ移行済）	
二次受付申請済	自治体		マイページログイン・保育施設等アカウント作成可能 保育施設等アカウント作成方法はマニュアルを参照いただく予定	
	保育施設等		自治体によるアカウント作成後にマイページログイン可能	見学予約受付可能
令和７年度未申請	自治体			６月以降利用申請再開予定（２.２参照）
	保育施設等			
保護者			自治体アカウント発行済の自治体に居住する場合、保活ワンポータルアカウント作成可能	
企業			マイページアカウント作成可能	

こどもまんなか
こども家庭庁

追加接続設定作業の詳細

３月13日にかけて、LGWANの設定・疎通確認の追加接続設定作業が必要。
設定いただかないと、LGWAN環境からの自治体マイページへのアクセスが制限。

LGWAN環境からの追加接続設定作業

実施概要	■ 11月から１月にかけて、保育施設等マイページについてLGWAN環境からの接続設定作業を実施いただきました ■ 自治体マイページのこども家庭庁ドメインが確定したため、追加接続設定作業のご対応をお願いいたします
対象	■ 保活情報連携基盤の自治体利用環境ヒアリングフォームでLGWAN利用希望と回答し、事前準備作業および疎通確認を実施いただいた自治体（「利用申請済自治体一覧」の赤字参照）
対応事項	**対応事項①：事前準備作業 - プロキシ設定** **対応事項②：疎通確認** ※①②について、**こども家庭庁より対象の自治体に対してメールにてご案内**します ※①②について、2025年12月02日～2026年1月16日に実施いただいた内容と同様の内容になります ①の実施スケジュール 2026年２月末頃～2026年３月13日（金） ※２月中に接続設定作業のみ実施し、3月以降で疎通確認を行う、 または疎通確認が可能となってから接続設定作業と疎通確認を同時に実施いただく、いずれの進め方でも問題ございません ■ ②の実施スケジュール 2026年３月２日（月）（予定）～2026年３月13日（金） ※疎通確認が可能となりました際には、具体的な手順とともに、改めてメールにてご案内申し上げます ※ご連絡は2026年３月２日（月）頃になる予定ですが、スケジュールが前倒しになる可能性がございます。ご了承ください
問合せ先	■ 合同会社デロイトトーマツ（本事業受託事業者）：dtc_cfa_hktintegrationplatform@tohmatsu.co.jp

２．保活情報連携基盤

２.２　令和８年度の新規利用申請

こどもまんなか
こども家庭庁

令和８年度利用申請方法

令和８年度は、こども家庭庁からメールで配信するMSフォーム*から利用申請いただく。保活スケジュール勘案し参画時期を検討し、管轄する保育施設等に周知をお願いしたい。

＊ Microsoft Forms。利用できない自治体はメールでこども家庭庁に御連絡

令和8年度の新規参画の流れ（６月以降の利用申請再開後）

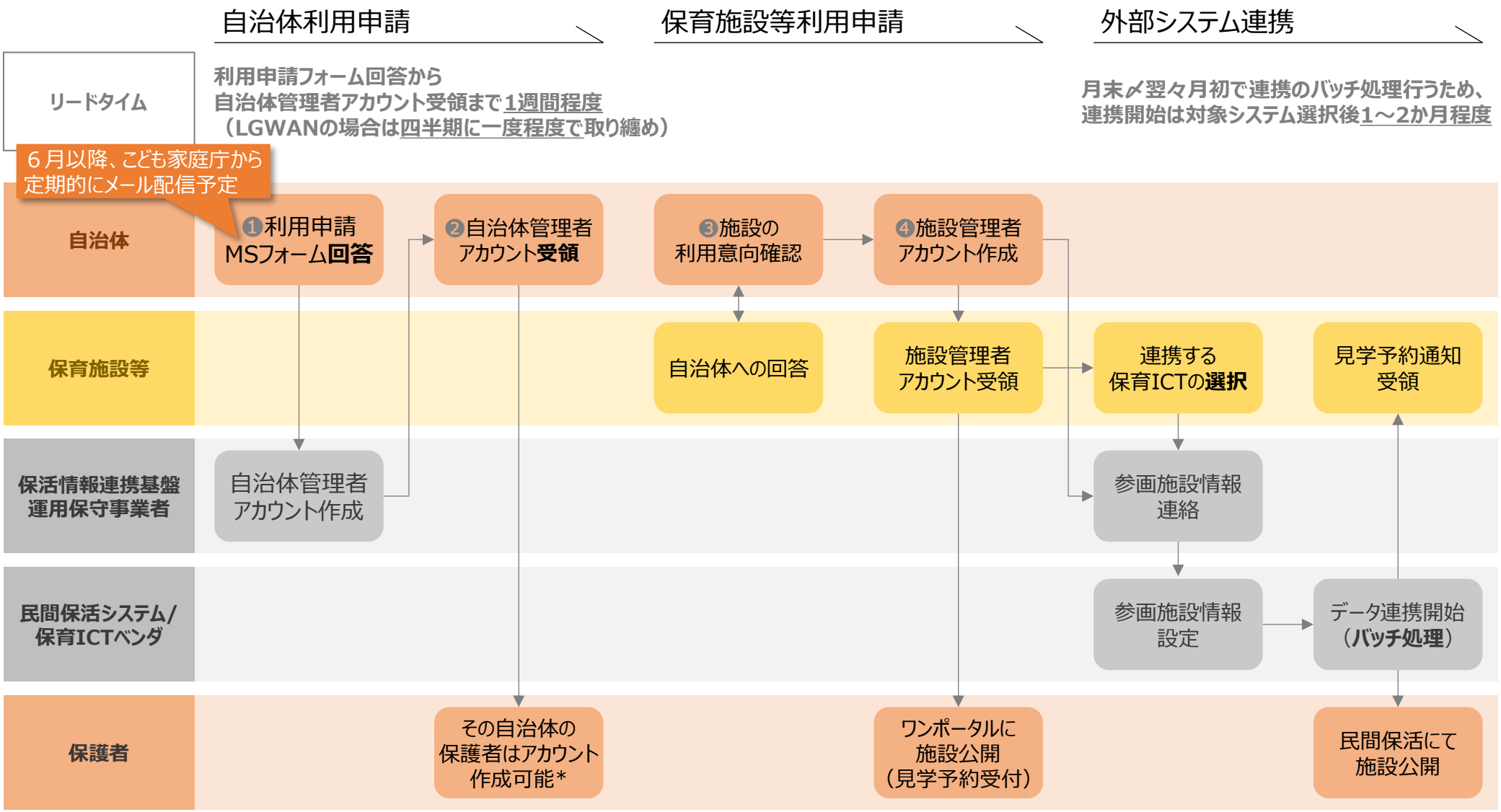

＊ システム的にはアカウント発行可能だが、保護者にどの段階で利用を周知するかは自治体にて御判断

こどもまんなか
こども家庭庁

令和８年度利用申請における対応事項

こども家庭庁の周知・教育コンテンツを活用しながら対応進めていただけるよう準備予定。

令和8年度の新規参画にあたっての対応事項

マニュアル、マニュアル動画、コールセンター、FAQを活用いただく（令和８年度も操作研修を開催予定）

No.	対応事項	対応事項の内容	備考
❶	利用申請フォーム回答	➢ LGWAN、インターネットの双方の申請が可能 ➢ ただし、LGWANの場合は接続設定が必要となるため、四半期単位等で申請を取りまとめてアカウント作成の予定（スケジュールは令和８年度）	➢ MSフォームは、都道府県・指定都市・中核市宛にこども家庭庁から定期的にメールで配信予定 ➢ LGWANを希望した場合も、インターネット接続は可能
❶′	LGWAN接続にかかる対応	➢ グローバルIPアドレス等を運用・保守事業者にて確認。 完了後、自治体にてプロキシとファイアウォールの設定や疎通確認を実施	➢ 保育業務施設管理プラットフォーム(LGWAN/インターネット)、こども誰でも通園制度総合支援システム(LGWANのみ)と同じ端末でご利用を想定される場合に留意ください
❷	自治体管理者アカウント受領	➢ アカウント受領後の初期作業 • 自治体職員のアカウントの作成 • 管轄保育施設等の設定 • 手続情報（保活に関する自治体URL遷移先等）の設定 • 保活やることリスト（保護者の保活対応事項をテンプレートを用いて設定できる機能）の設定	➢ 自治体にて保活情報連携基盤に掲載する保育施設等の設定が可能
❸	施設の利用意向確認	➢ 管轄する保育施設等に保活情報連携基盤を周知し利用意向を確認 ➢ 利用意向ある施設から、施設アカウント作成に必要な情報を収集	➢ 意向確認方法は各自治体ごとに取り纏めやすい方法を検討 ➢ ❶の自治体利用申請と並行して対応いただくことを推奨
❹	施設等管理者カウント作成	➢ 施設管理者アカウントを作成し施設に通知 ➢ 保育施設等に初期作業を案内	➢ 管理者アカウント受領した保育施設等の初期作業 • 施設職員アカウントの作成 • 施設情報の登録 • 見学予約枠の設定

準備が整ったら、自治体内*1で保護者へ周知*2をお願いいたします

*1 自治体HPやSNSへのリンクの掲載等
*2 こども家庭庁からも令和８年７月目途で周知用コンテンツ（リーフレット）を提供予定

２．保活情報連携基盤
２.３　外部システムとのデータ連携詳細

こどもまんなか
こども家庭庁

施設情報のデータ連携

保育施設等情報の施設情報の内、28項目が基本情報、75項目が付加情報。ここdeサーチと異なり、表示/非表示の設定は項目単位ではなく、施設単位となる。

保育施設等に関する情報の連携

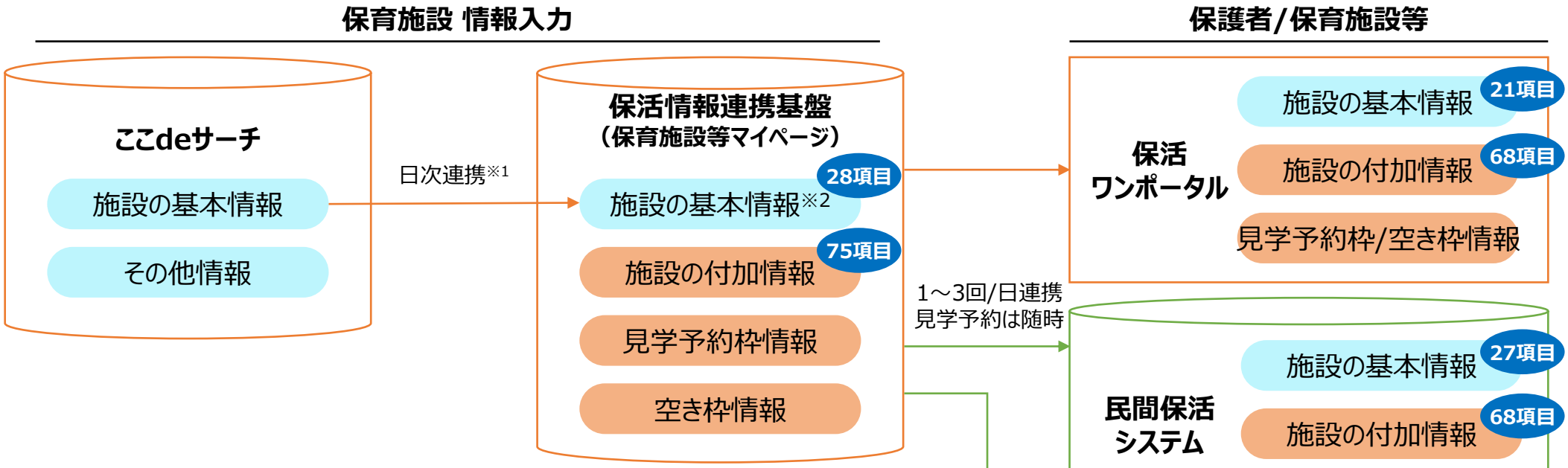

留意事項

※1 日次連携の開始まではここdeサーチを更新しても、システムリリース時点のデータのまま

	システムリリース時点データ	日次連携の開始
認可保育施設	3月最終週時点	システムリリース以降連携
認可外保育施設	4月1日時点	6月頃以降連携

※2 **ここdeサーチでの公表/非公表の設定によらず基本情報は公表**される。
保護者に公表不可の情報がある場合は、**保育施設等の情報全体**が保活情報連携基盤に掲載されないよう、**自治体にて設定**いただく必要あり

こどもまんなか
こども家庭庁

施設基本情報のマッピング

基本情報28項目については、以下マッピングの通りここdeサーチから項目を連携。
基本情報の更新は、保活情報連携基盤上ではできず、ここdeサーチ上での編集が必要。

ここdeサーチからの連携対象の項目（基本情報28項目）

*実際に当該項目が表示されるかは民間保活システムの仕様による

No	ここdeサーチ上の項目名称		保育施設等職員向けページ表示項目名称	保活ワンポータルに表示	民間保活システムに連携*
	認可施設	認可外施設			
1	事業所番号	〃	事業所番号	－	○
2	施設類型	〃	施設類型	○	○
3	施設の名称	〃	施設等の名称	○	○
4	施設の連絡先_電話番号	〃	施設等の電話番号	○	○
5	施設_設置主体	〃	施設等の設置主体	○	○
6	開所閉所時間 _ 平日開所	〃	開所日_平日開所	○	○
7	開所閉所時間 _ 平日閉所	〃	開所日_平日閉所	○	○
8	開所閉所時間 _ 土曜開所	〃	開所日_土曜日開所	○	○
9	開所閉所時間 _ 土曜閉所	〃	開所日_土曜日閉所	○	○
10	開所閉所時間 _ 日祝日開所	〃	開所日_日・祝日開所	○	○
11	開所閉所時間 _ 日祝日閉所	〃	開所日_日・祝日閉所	○	○
12	0歳_利用定員数	〃	利用定員_0歳	○	○
13	1歳_利用定員数	〃	利用定員_1歳	○	○
14	2歳_利用定員数	〃	利用定員_2歳	○	○
15	3歳_利用定員数	〃	利用定員_3歳	○	○
16	4歳_利用定員数	〃	利用定員_4歳	○	○
17	5歳_利用定員数	〃	利用定員_5歳	○	○
18	合計_利用定員数	〃	利用定員_合計	○	○
19	一時預かり事業の実施	一時保育	一時預かり事業の実施	－	○
20	病児保育事業の事業	病児保育	病児保育事業の実施	－	○
21	営業状況	〃	営業状況	－	○
22	施設の所在地_都道府県	〃	都道府県	－	○
23	施設の所在地__市区町村	〃	市区町村	－	○
24	法人等の種類	〃	法人等の種類	○	○
25	法人等の名称	〃	法人等の名称	○	○
26	施設の所在地_郵便番号	〃	施設等の所在地_郵便番号	○	○
27	施設の所在地_町名・番地	〃	施設等の所在地_町名・番地	－	○
28	選考基準	〃	選考基準	○	－

こどもまんなか
こども家庭庁

外部システムとの連携

保活情報連携基盤は以下の民間保活・保育ICTシステムと連携予定。
なお、民間保活システムへ連携する施設情報項目の表示可否は、各事業者の仕様に準拠。

民間保活システム・保育ICTシステム連携予定（2/19時点）

民間保活システム	えんさがそっ♪（BABYJOB株式会社）、hoiciL（株式会社コドモン）、enスケジューラ（株式会社kids plus） エンクル（株式会社ENBI）
保育ICTシステム	キッズダイアリー（キッズコネクト株式会社）うぇぶさくら（株式会社エステム）、CoDMON（株式会社コドモン） famcloud/エンクル（株式会社ENBI）

民間保活システム・保育ICTシステムと保活情報連携基盤の連携情報

＜民間保活システム＞

保活基盤 ⇒ 民間保活システム	**施設/手続情報**	施設及び自治体の手続情報を民間保活システムでも保護者が参照可能 ※民間保活システムに表示される項目は、各事業者の判断となっています
	見学予約可能枠情報	保活情報連携基盤で登録された見学予約可能枠を民間保活システムへ連携する
保活基盤 ⇔ 民間保活システム（相互連携）	**見学予約情報**	上記で連携された見学予約枠について、 各基盤で保護者が予約・キャンセルした場合、その情報が両基盤に共有される ※見学予約に紐づく個人情報等は「保活基盤⇐民間保活システム」の一方向でのみ連携

＜保育ICTシステム＞

保活基盤 ⇒ 保育ICTシステム	**見学予約ステータス情報**	保護者から見学予約・キャンセルがあった場合に、 利用している保育ICTシステムにて申請ステータス等を把握することが可能

３．保育業務施設管理プラットフォーム

３.１【全自治体向け】これまでの説明会からの変更点について

こどもまんなか
こども家庭庁

3.1.1 機能に関する主な変更点

ユーザビリティの観点や令和８年度４月からの加算の大幅な追加等への対応などの観点から開発範囲を見直し、本年４月から実装する予定の機能を一部変更しました。

変更点①令和８年公定価格対応について

毎月の業務サイクルに必要な各月請求管理、各月精算管理機能については、令和８年４月時点の公定価格に対応して、令和8年４月にリリースします。

変更点②給付機能のリリース時期について

利用時期が限定される以下の機能は、令和８年４月時点では令和７年12月公定価格対応版とし、令和８年度中に順次令和８年度公定価格対応版に更新します。リリース時期は、現時点では、ABの機能は令和８年７月頃、CDの機能は、令和８年１２月～令和９年３月頃を予定しております。（今後、変更の可能性あり）

A　処遇改善等加算申請、処遇改善等加算実績入力
B　加算申請、加算実績報告
C　公定価格等改定影響額確認、請求額シミュレーション
D　年度末精算入力

変更点③その他の給付に関する機能について

利用時期が年度末等となる支弁台帳出力機能や、便利機能である集計確認機能は、優先順位を見直し、来年度改修することとします（リリースは令和９年４月予定）。

変更点④今年度の監査機能実装範囲について

監査機能について、令和８年４月時点では、監査実施計画管理、一般監査（実地指導）実施通知作成、監査に関する通知書一覧表示、監査用共有ファイル機能など、基礎的な機能のみの実装とし、集団指導、特別監査、進捗管理機能などの機能は、元々来年度に改修を予定していた監査調書の標準化対応と合わせてパッケージでご提供できるよう、来年度改修することとします（リリースは令和９年４月予定）

こどもまんなか こども家庭庁

3.1.2　令和8年度中の給付機能の対応スケジュール

給付機能については、令和８年度当初の公定価格単価で請求ができることを最優先とし、機能の優先順位を考慮して、機能拡充していく予定です。

変更点①～③関連　**令和８年度における機能拡充スケジュール案**

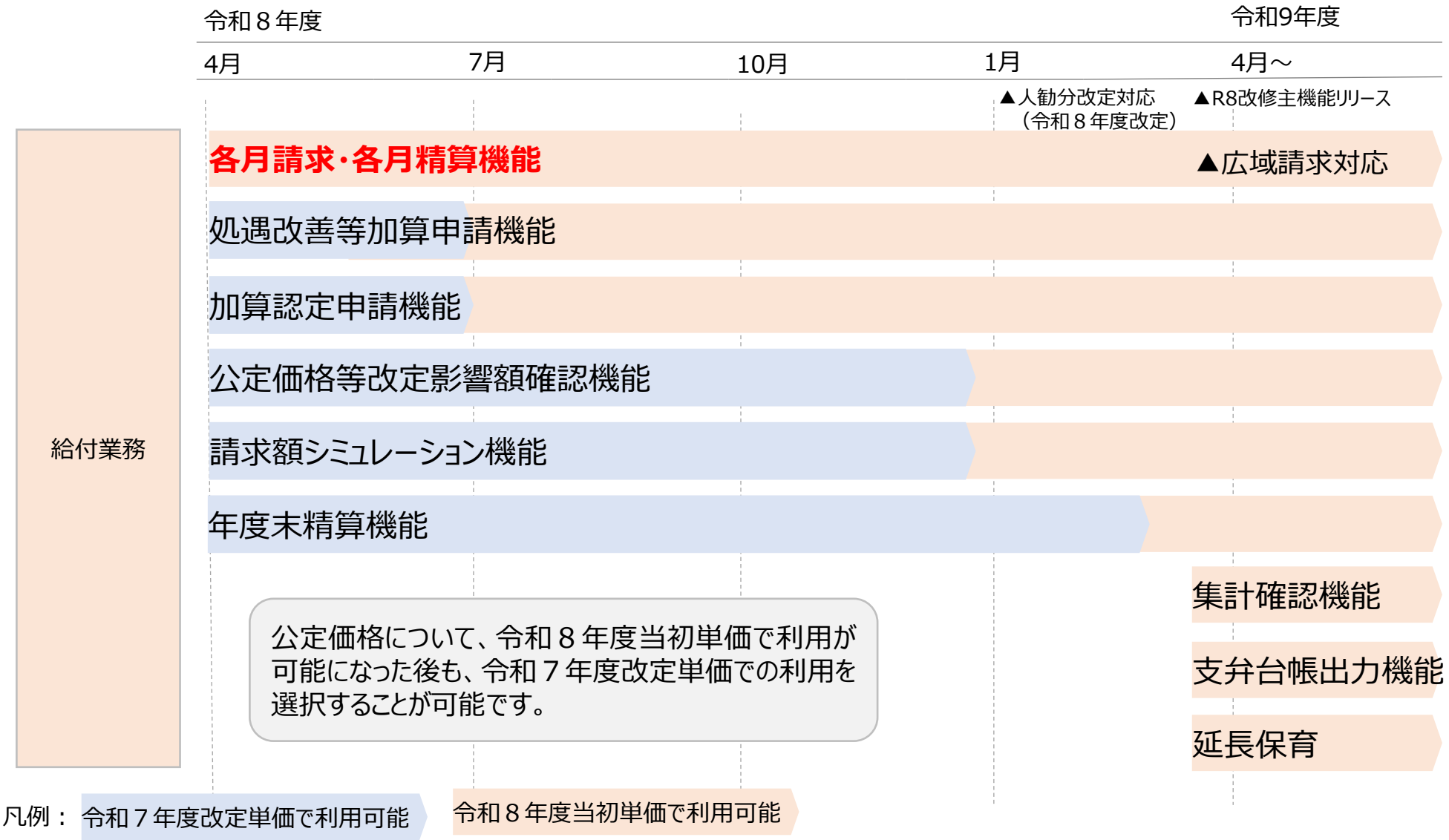

※本スケジュールは予定であるため、今後の改定の時期・有無・内容によって前後する可能性があります。
※その他、運用状況やご要望等に応じた機能改善改修についてもR8改修にて実施を予定です。

こどもまんなか
こども家庭庁

3.1.3 監査機能における具体な利用イメージ

監査機能について、令和８年４月からシステム上で利用できる機能のイメージを示します。

変更点④関連 **令和８年４月時点で利用できる監査機能のイメージ**

令和８年４月からは、監査に必要な書類のやり取りをシステム上で行うことが可能です（監査資料の進捗管理等は実施しません）。自治体から計画書や通知書を送付する場合及び保育施設等から監査書類を送付する場合に、以下の機能を活用することを想定しています。

【自治体から計画書や通知書を送付する場合】

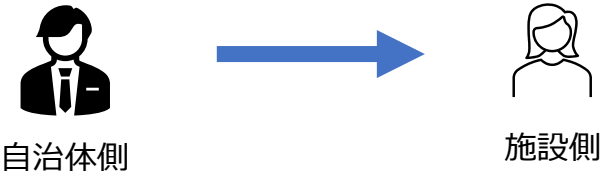

自治体から保育施設等に対して、**監査計画書や一般監査実施通知、結果通知を送付する時**に活用

監査実施計画管理

○機能概要
一般監査（施設監査、確認指導監査、業務管理体制の整備に関する検査）の計画書を管理する機能
○主な活用方法
監査実施計画書の作成。別途作成した計画をシステム上で管理。

一般監査実施通知・結果通知作成

○機能概要
一般監査における実施通知や結果通知の作成機能。別途作成した通知等をファイルをアップロードする機能。
○主な活用方法
施設監査の実施通知や監査実施結果の作成。別途作成した通知等をシステム上で管理。

監査に関する通知書一覧表示

○機能概要
一般監査実施通知・結果通知作成機能で登録した通知書等を一覧で確認する機能
○主な活用方法
どの通知書をいつ、どこの施設に送っているか確認

【保育施設等から監査書類を送付する場合】

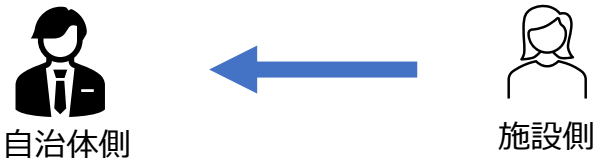

保育施設等からに自治体対して、**事前提出書類や改善状況報告書を提出する時**に活用

監査用ファイル共有機能

○機能概要
監査で求められている資料等を提出する機能
○主な活用方法
保育施設等が事前提出資料や改善報告書をアップロード
（自治体からのファイルアップロードも可能）

こどもまんなか
こども家庭庁

3.1.4 業務ごとの実装範囲・実装スケジュールについて

給付業務における将来的な機能拡充の予定を示します。

給付業務に関する今後の機能実装予定について

今回の変更に伴い、優先順位を考慮し、業務ごとの実装時期を改めて整理しました。まずは、子どものための教育・保育給付に係る機能を充実させたうえで、子育てのための施設等利用給付、地域子ども・子育て支援事業を順次拡充していきます。

凡例 「R7」：令和７年度開発範囲、「R8」：令和８年度改修範囲、「R9以降」：令和９年度以降改修範囲、「×」：制度対象そのものが存在しない等

給付種類	業務範囲	教育・保育施設等					特定子ども・子育て支援施設等	
		特定教育・保育施設				特定地域型保育事業	認可外保育施設	施設型給付を受けない幼稚園
		認可保育所	認定こども園		施設型給付を受ける幼稚園			
			1号認定	2・3号認定				
子どものための教育・保育給付	教育保育給付認定業務(※１)	R7	R7		R7	R7	×	×
	施設型給付業務（※２）	R7・R8	R7・R8		R7・R8	R7・R8	×	×
子育てのための施設等利用給付	施設等利用給付認定業務（※１）	×	R9以降（※５）	×	R9以降（※５）	×	R9以降	R9以降
	施設等利用給付業務（※３）	×	R9以降（※５）	×	R9以降（※５）	×	R9以降	R9以降
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業（※４）	R8	×	R8	×	R8	×	×
	実費徴収に係る補足給付を行う事業（※３）	R9以降	R9以降		R9以降	R9以降	R9以降	R9以降

（※１）保育施設等への通知の際に保育業務施設管理プラットフォームを利用することを想定。（認定変更通知や利用者負担額算定一覧等を保育施設等に対して通知することを想定。児童の給付認定そのものは実施しない。）
（※２）R7は施設型給付の加算認定、請求業務等も含む。R8は広域請求機能を対象とする。
（※３）法定代理受領において、保育業務施設プラットフォーム利用を想定。
（※４）実績情報連携において、保育業務施設プラットフォーム利用を想定。
（※５）預かり保育の無償化に係る保育の必要性の認定（新２号認定）を受けた子どもを対象として想定。

こどもまんなか
こども家庭庁

3.1.4 業務ごとの実装範囲・実装スケジュールについて

監査業務における将来的な機能拡充の予定を示します。

監査業務に関する今後の機能実装予定について

監査については、来年度の監査調書の標準化に伴い、進捗管理や情報入力機能を充実させることを踏まえ、令和８年度にまとめてパッケージとして提供できるようにリリース機能・時期の見直しを行いました。

凡例　「R7」：令和７年度開発範囲、「R8」：令和８年度改修範囲、「R9以降」：令和９年度以降改修範囲、「×」：制度対象そのものが存在しない等

	教育・保育施設等				特定子ども・子育て支援施設等	
	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業	認可外保育施設	施設型給付を受けない幼稚園
	認可保育所	幼保連携型認定こども園	施設型給付を受ける幼稚園			
施設監査	R7・R8（※1）	R7・R8（※1）	×	R7・R8（※1）	×	×
確認指導監査	R7・R8（※1）	R7・R8（※1）	R7・R8（※1）	R7・R8（※1）	R9以降	R9以降
業務管理体制の整備に関する検査	R7・R8（※1）	R7・R8（※1）	R7・R8（※1）	R7・R8（※1）	×	×
認可外保育施設に対する指導監督	×	×	×	×	R9以降	×

（※1）いずれも、令和７年度初期実装範囲では、帳票のやり取りのデジタル化であり、令和８年度改修以降にて、監査調書標準化及びデータ管理機能の改修対応を実施。

こどもまんなか
こども家庭庁

3.1.5 令和８年度以降の詳細の機能改修について

自治体の皆様からの要望を踏まえ、優先順位を考慮し、スコープの見直しを行いました。特に声の多かった自治体独自システムとの連携等について、来年度改修する予定です。

令和８年度の実装予定の機能について

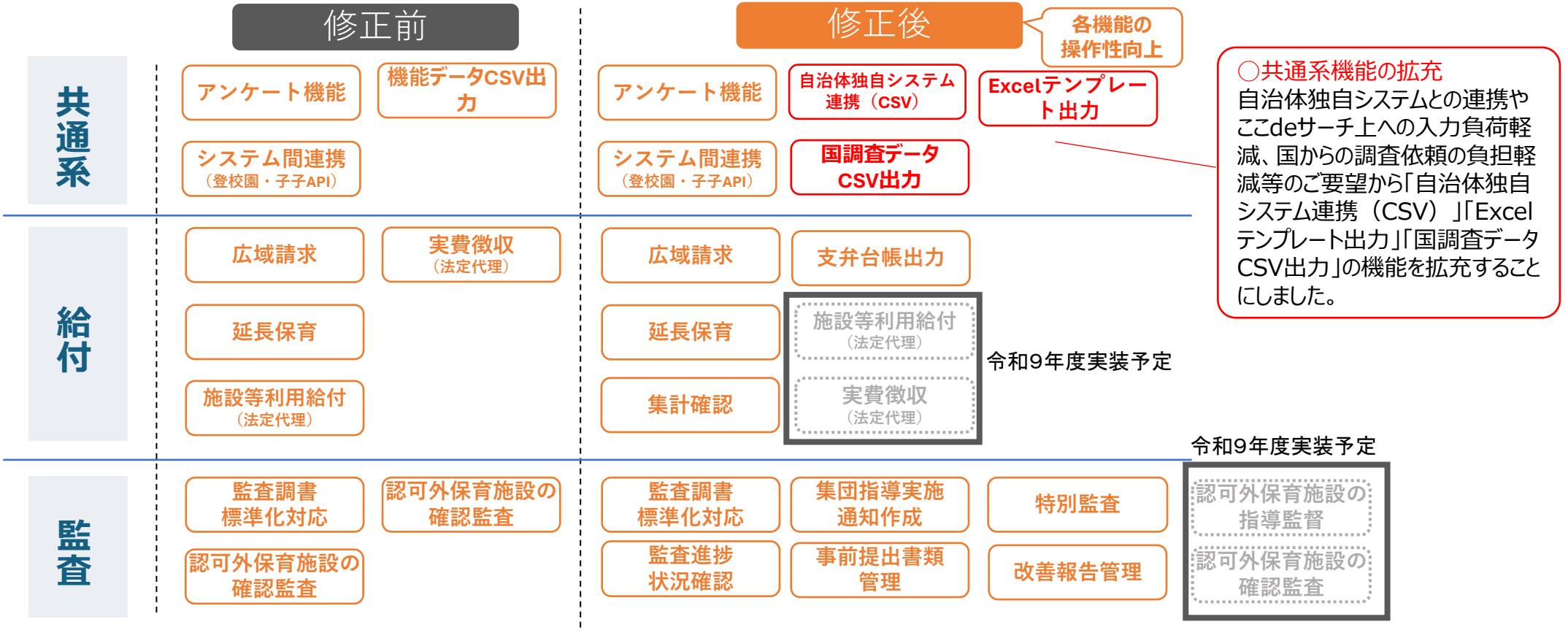

○共通系機能の拡充
自治体独自システムとの連携やここdeサーチ上への入力負荷軽減、国からの調査依頼の負担軽減等のご要望から「自治体独自システム連携（CSV）」「Excelテンプレート出力」「国調査データCSV出力」の機能を拡充することにしました。

No	機能項目	区分	機能概要
1	自治体独自システム連携（CSV）	共通	自治体独自システム（給付・監査系の自治体が独自で導入しているシステム）とのデータ連携を行う。連携する情報は給付情報、監査情報、施設情報、園児情報、職員情報等を検討。
2	国調査データCSV出力	給付	国から自治体に対して調査を依頼しているデータ項目や施策の分析に役立つデータについて、施設管理PFで保持しているデータを出力できる機能。
3	Excelテンプレート出力	給付	経営情報の視える化に必要な「職員給与に関する報告」「人員配置に関する報告」において、必要な情報が入力されたテンプレートを出力する機能。（施設管理プラットフォーム上に保持している情報のみを想定）

３．保育業務施設管理プラットフォーム

３.２【４月利用開始予定の自治体向け】４月から利用開始する場合のご案内

こどもまんなか
こども家庭庁

3.2.1 4月利用開始に利用いただける内容と注意事項（現状業務併用）

利用申請いただいた自治体に向けて活用意向に関するアンケートを1月に実施。
４月から試行的に活用し、順次本格運用に向けて検討を進める自治体が多い傾向があります。

保育業務施設管理プラットフォームの活用に関するアンケートでの回答（抜粋）について

他システム等との併用予定	どの機能をいつから活用予定か	全体的なスケジュールについて
令和８年度当初は従来通りexcelを使用し、随時PFに移行予定。	全機能を令和８年６月以降から活用予定。	令和８年６月から、管内全施設において順次試行開始。
令和８年度中はエクセル等との併用を行いPFに移行予定。	給付・監査機能を共に令和８年度中に試行運用する想定。	現時点では全体的なスケジュールは想定できておりませんが、令和９年度に本格実施可能かどうかを検証・検討していく予定。
令和８年度まで現行システムとの併用で運用、令和９年度からPFに移行することを目指す	給付、監査機能を令和８年６月頃から順次試行予定。	令和８年６月まで自治体内準備、令和８年７月頃から管内施設で試行運用、令和９年度からの本格運用を目指す。
令和８年６月より試行的にエクセルとの併用による運用を開始。	給付及び監査機能どちらも令和８年６月より活用予定。	給付機能を令和８年６月から試行開始、令和８年10月より本格実施。
プラットフォームでの給付機能が問題なく実施できるまでは、標準化システム及びExcelとプラットフォームの併用を想定している。	給付機能を令和８年10月から活用予定。	給付機能のみ令和８年６月から試行開始、令和８年10月から本格実施を予定しているが、検討が進んでおらずスケジュールが遅れる可能性がある。
一部監査業務について、令和９年度中にExcel・メール等との併用後にプラットフォームへ移行。	監査機能を令和８年７月から、給付機能は仕様が不明のため未定。	監査機能のみ令和８年７月から試行開始。

多くの自治体において、当面の間、既存の手法と併用される予定が多く、スムーズな事務移行の観点から、**ご利用開始から1か月程度は既存の手法でも計算等できるようにしておく**ことを基本としていただくようお願いいたします。

こどもまんなか
こども家庭庁

3.2.2 年度途中利用開始する場合のスケジュール案

自治体の規模や準備状況を鑑みて、令和８年度中に利用する場合のスケジュール案を示します。

施設向け説明会
令和８年1月再掲

４月利用開始における懸念事項について

システムの全容がまだわからないので、担当レベルではR8年度は既存の給付システムを使う方向で予算は確保する方向。1年間かけて切り替えるのか、年度途中に切り替えるのかは今後検討。既存のやり方との並行運用期間は必須。

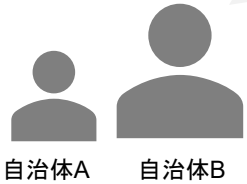

業務効率化が図れる重要な取り組みなので、うまく使いたい気持ちが強い。システムに不慣れな場合も多い保育施設への展開は丁寧に進める必要がある。自治体側でも良く中身を理解してから広げたいので、４月に全面解禁するつもりではない。焦って広げて初手で混乱を招きかねない。

令和８年度中に利用開始する場合のスケジュール案

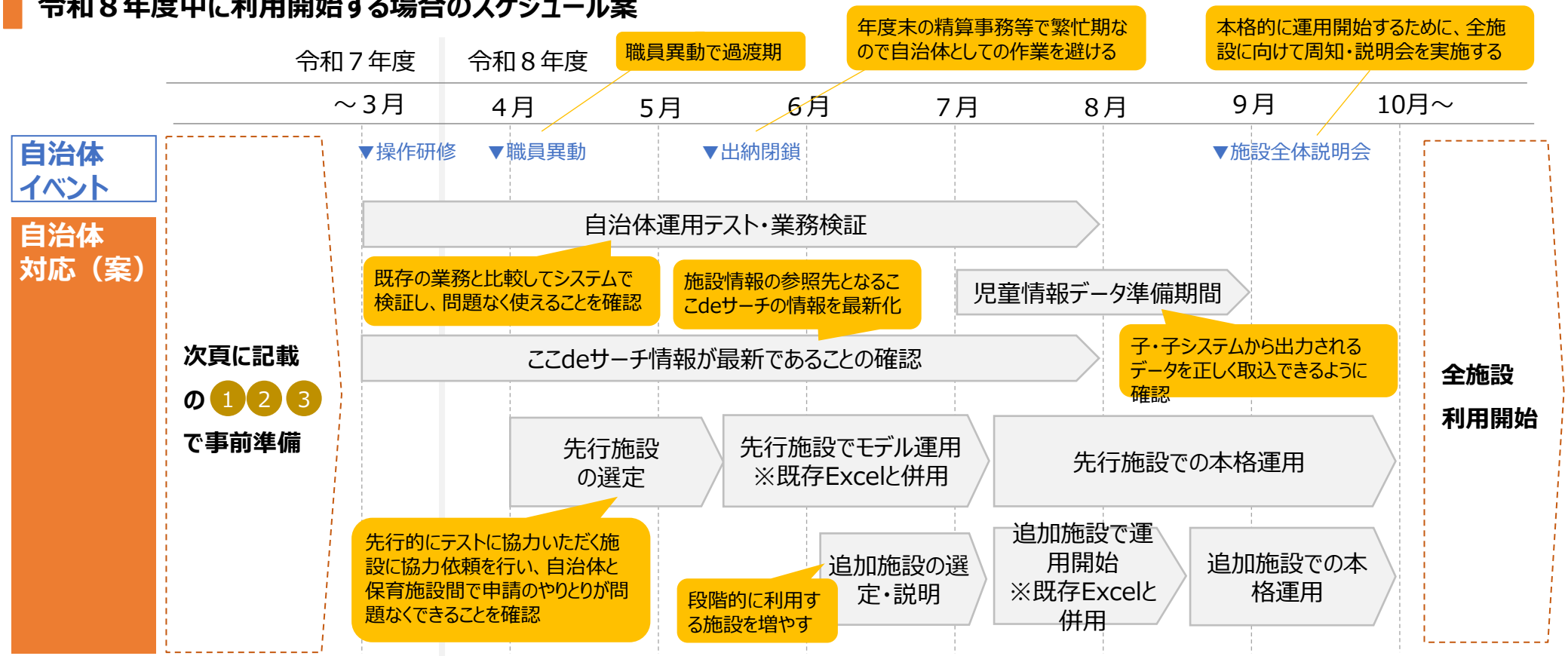

令和８年４月利用開始する場合のスケジュール案を示します。

令和８年４月利用開始する場合のスケジュール案（自治体・保育施設等）

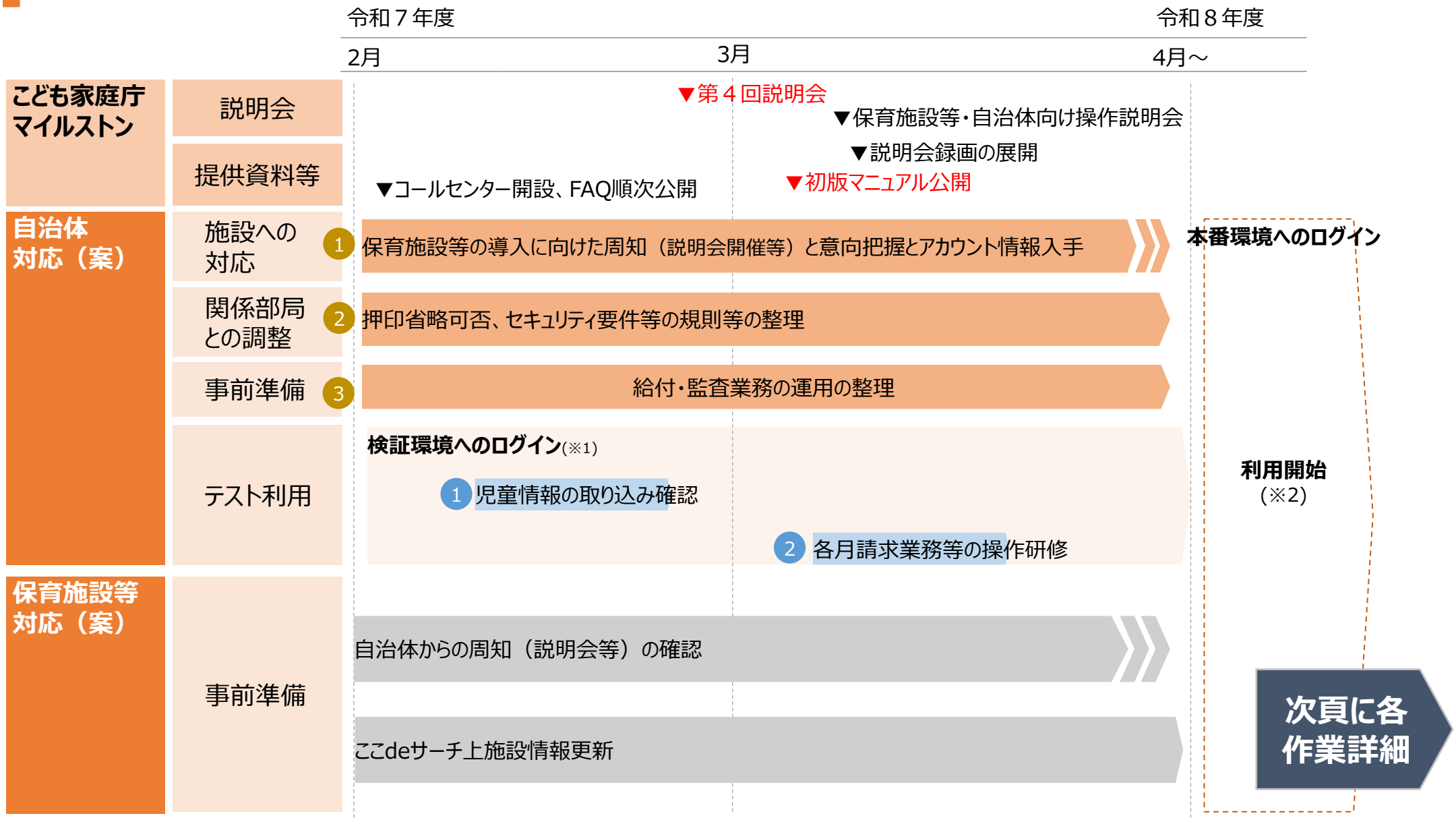

※1 令和７年度２～３月は検証環境にログインの上、限定された機能のみ利用が可能。ダミーデータを用いて児童情報の取込確認や基本情報の登録や請求業務を行うことができる。
※2 検証環境で作成したアカウント情報や基本情報等については、本番環境に引き継ぐことができない。４月以降は改めてアカウント発行や基本情報の登録が必要。

こどもまんなか
こども家庭庁

3.2.4 本番環境へのログインまでに自治体内で確認・準備が必要な事項

令和８年4月以降、本番環境へのログインが可能となります。
自治体内で事前確認が必要な事項について、以下に示します。

自治体説明会
令和7年11月再掲

自治体において確認・準備が必要な事項

自治体内で確認が必要な事項		
番号	対応項目	詳細内容
1	保育施設等の導入に向けた周知（説明会開催等）と意向把握とアカウント情報入手	• 自治体で保育施設等の導入に向けた周知を行っていただきます。周知を行うにあたり、こども家庭庁から提供される資料や操作説明動画を用いて行っていただくことを想定しております。（次頁参照） • また、施設毎に参加の可否や施設の管理者のアカウント登録に以下の情報が必要なため、4月の利用開始に向けて、事前に施設へ協力を依頼します。（アカウント登録はCSVでの一括取込可能なフォーマットも提供予定） ●アカウント登録に必要な情報 施設名、施設管理者氏名（漢字・ひらがな）、メールアドレス等。
2	押印省略可否、セキュリティ要件等の規則等の整理	• 保育業務施設管理プラットフォーム上で今後業務を行っていただく上で、自治体内での規則等の見直しを行っていただく必要があります。具体的には、押印省略の可否、自治体内でのセキュリティ要件の確認、個人情報保有するシステムの取り扱いについて確認し、必要に応じて調整が発生することがあります。念のため、各自治体内の情報セキュリティ担当者や規約等の関係部署にご確認ください。（※1）
3	給付・監査業務の運用の整理	• 利用開始に当たって、現行の給付・監査業務を整理・見直しいただき、保育業務施設管理プラットフォーム上でどのように行っていくか、検証環境やマニュアル等を確認し、ご検討を行っていただきます。 • 保育業務施設管理プラットフォームの活用においては、マニュアル等をご確認の上、自治体毎に設定する給付・監査に関するマスタ情報を登録いただく必要がございます。

※1 押印省略を前提として本システムを活用いただく想定だが、押印省略しない場合は、給付費請求書等の帳票出力機能を活用し、押印いただく運用も可能。

こどもまんなか
こども家庭庁

3.2.5 保育施設等への導入周知に活用いただける資料提供

保育施設等に対して導入周知を行っていただくにあたり、今後展開予定の資料を以下に示します。特に４月利用開始に向けて、保育施設等のアカウント登録に係る情報が必要です。

	利用マニュアル・FAQ	操作説明会録画	アカウント登録フォーマット
提供資料	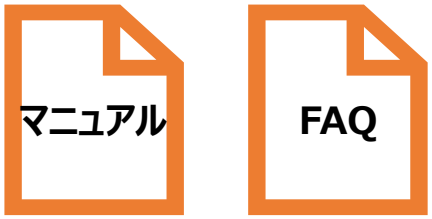		
概要	◆ 保育施設等向けのマニュアル ◆ 保育施設等向けのFAQ	◆ 保育施設等向け操作説明会の録画を展開用に起こしたもの	◆ 保育施設等のアカウント登録用フォーマット
資料構成（案）	◆ 保育業務施設管理プラットフォームの概要 ◆ 用語について ◆ 各種機能について ◆ 業務の流れに沿った利用方法、画面イメージ ◆ よくある御質問等	1. システムログインから規約同意等までの流れ 2. 保育施設等職員のアカウント発行の流れ 3. 基本情報（施設・児童・職員）のデータセットアップの流れ 4. 請求業務等の流れ 5. その他補足事項	◆ 保育施設等のアカウントを一括作成するための情報 • 氏（漢字）/名（漢字） • 氏（ひらがな）/名（ひらがな） • メールアドレス • 都道府県CD/市区町村CD • 保育施設等ID • ロールCD • 法人ID
提示予定	✓ マニュアル：初版令和８年３月初旬 ✓ FAQ：令和８年２月から順次公開予定	✓ 令和８年３月中旬～下旬予定	✓ 初版令和８年３月初旬

３．保育業務施設管理プラットフォーム

３.３【4月利用開始以外の自治体向け】

令和８年度途中利用開始自治体に向けたご案内

こどもまんなか
こども家庭庁

3.3.1 現時点の利用申請の状況

現時点の利用申請の状況については、以下の通り。

利用申請自治体一覧 ※未参画の都道府県については灰色フォントで記載。

40都道府県、416市区町村が
令和８年４月からの利用開始を予定。
※2/19（木）17:00時点

地域	都道府県	市区町村
北海道	北海道	旭川市、芦別市、厚真町、網走市、岩内町、長万部町、小樽市、音更町、倶知安町、白糠町、新ひだか町、津別町、名寄市、登別市、東川町、美幌町、別海町、幕別町、室蘭市、紋別市、八雲町、湧別町
東北	青森県	鰺ヶ沢町、外ヶ浜町、南部町、八戸市、蓬田村
東北	岩手県	一関市、奥州市、釜石市、北上市、久慈市、滝沢市、八幡平市、宮古市、盛岡市、矢巾町、陸前高田市
東北	宮城県	石巻市、岩沼市、大河原町、大崎市、大衡村、女川町、角田市、加美町、栗原市、気仙沼市、蔵王町、塩竈市、七ヶ浜町、柴田町、白石市、大和町、多賀城市、富谷市、登米市、名取市、東松島市、松島町、丸森町、美里町、南三陸町、村田町、山元町、利府町、涌谷町、亘理町
東北	秋田県	男鹿市、由利本荘市
東北	山形県	金山町、新庄市、高畠町、鶴岡市、山形市、山辺町
東北	福島県	浅川町、鏡石町、郡山市、白河市、須賀川市、伊達市、田村市、天栄村、二本松市、福島市、矢吹町
関東	茨城県	阿見町、石岡市、潮来市、茨城町、大洗町、笠間市、神栖市、古河市、境町、桜川市、つくばみらい市、取手市、坂東市、ひたちなか市、鉾田市、水戸市、守谷市
関東	栃木県	大田原市、上三川町、佐野市、高根沢町、野木町、真岡市
関東	群馬県	安中市、大泉町、桐生市、渋川市、高崎市、館林市、富岡市、前橋市
関東	埼玉県	上尾市、入間市、桶川市、春日部市、川越市、越谷市、さいたま市、坂戸市、白岡市、草加市、鶴ヶ島市、所沢市、戸田市、滑川町、新座市、東松山市、日高市、深谷市、松伏町、和光市
関東	千葉県	我孫子市、市原市、浦安市、柏市、佐倉市、白井市、館山市、富里市、流山市、習志野市、成田市、野田市、船橋市、八千代市、四街道市
関東	東京都	江戸川区、江東区、中央区、調布市、千代田区、練馬区、八王子市、羽村市、東大和市、府中市、瑞穂町
関東	神奈川県	愛川町、厚木市、綾瀬市、小田原市、座間市、茅ヶ崎市、秦野市、藤沢市、南足柄市
中部	新潟県	柏崎市、三条市、十日町市、長岡市、南魚沼市
中部	富山県	魚津市、氷見市
中部	石川県	津幡町、野々市市、羽咋市
中部	福井県	大野市、福井市
中部	山梨県	上野原市、大月市、甲斐市、甲州市、甲府市、中央市、都留市、韮崎市、笛吹市、富士河口湖町、富士吉田市、北杜市、山梨市
中部	長野県	安曇野市、飯田市、飯綱町、飯山市、上田市、大桑村、大町市、小布施町、小海町、小諸市、信濃町、須坂市、諏訪市、喬木村、立科町、茅野市、東御市、長野市、白馬村、原村、富士見町、松川町、松川村、箕輪町、御代田町、山形村

こどもまんなか
こども家庭庁

3.3.1 現時点の利用申請の状況

現時点の利用申請の状況については、以下の通り。

利用申請自治体一覧 ※未参画の都道府県については灰色フォントで記載。

地域	都道府県	市区町村
中部	岐阜県	大垣市、海津市、各務原市、岐阜市、郡上市、高山市、多治見市、羽島市、美濃加茂市、美濃市、養老町
中部	静岡県	伊豆市、伊豆の国市、河津町、長泉町、藤枝市、富士市、牧之原市、三島市
中部	愛知県	一宮市、岩倉市、大口町、大治町、岡崎市、尾張旭市、清須市、幸田町、小牧市、知多市、津島市、東海市、豊橋市、長久手市、日進市、半田市、みよし市
近畿	三重県	朝日町、伊賀市、伊勢市、いなべ市、尾鷲市、菰野町、志摩市、鈴鹿市、多気町、津市、東員町、名張市、松阪市
近畿	滋賀県	高島市、東近江市、彦根市
近畿	京都府	綾部市、長岡京市、南丹市、福知山市、舞鶴市、向日市
近畿	大阪府	茨木市、貝塚市、岸和田市、大東市、寝屋川市、松原市、箕面市、八尾市
近畿	兵庫県	赤穂市、淡路市、市川町、神河町、洲本市、高砂市、宝塚市、姫路市、福崎町、南あわじ市
近畿	奈良県	香芝市、広陵町、天理市
近畿	和歌山県	紀の川市、御坊市、田辺市、橋本市
中国	鳥取県	鳥取市、米子市
中国	島根県	邑南町、奥出雲町、川本町、江津市、浜田市、美郷町
中国	岡山県	岡山市、鏡野町、久米南町、倉敷市、総社市、高梁市、新見市、美咲町

地域	都道府県	市区町村
中国	広島県	大崎上島町、北広島町、呉市、竹原市、廿日市市、東広島市、三次市
中国	山口県	山陽小野田市、周南市、光市、美祢市、山口市
四国	徳島県	北島町、東みよし町
四国	香川県	宇多津町、観音寺市、高松市、東かがわ市
四国	愛媛県	愛南町、伊予市、久万高原町、西予市
四国	高知県	
九州	福岡県	大木町、大野城市、大牟田市、小郡市、苅田町、桂川町、古賀市、太宰府市、筑後市、那珂川市、広川町、福岡市、福津市、宗像市、柳川市、行橋市
九州	佐賀県	伊万里市、鹿島市、基山町、太良町
九州	長崎県	大村市、川棚町、佐世保市、長崎市、長与町、波佐見町、平戸市
九州	熊本県	荒尾市、宇城市、宇土市、熊本市、長洲町、南関町、益城町、水俣市
九州	大分県	杵築市、中津市、日出町、豊後大野市、由布市
九州	宮崎県	えびの市、門川町、小林市、新富町、高鍋町、高原町、延岡市、都城市、宮崎市
九州	鹿児島県	姶良市、伊佐市、指宿市、曽於市、日置市、南さつま市、湧水町
九州	沖縄県	糸満市、沖縄市、恩納村、嘉手納町、北中城村、宜野座村、北谷町、名護市、那覇市、西原町、宮古島市、八重瀬町、与那原町、読谷村

こどもまんなか
こども家庭庁

3.3.2 今後の利用申請について（追加利用申請・稼働後利用申請）

令和８年度４月以降に利用を希望される自治体は、以下フォームより、利用申請をお願いしたい。

施設向け説明会
令和８年1月再掲

追加利用申請の受付について

- ✓ 第３回の説明会の内容を踏まえて、保育業務施設管理プラットフォームを利用したい自治体について**追加利用申請を受付**いたします。
- ✓ 利用開始時期は令和８年４月以降払い出し対応してまいります。

利用申請(締切)
受付期間：9/8～10/31
利用開始時期：令和８年2月～4月
※２月は検証環境で操作

追加利用申請（受付中）
受付期間：11/13～3/31
利用開始時期：令和８年４月以降

稼働後利用申請（受付前）
受付期間：4/1～
利用開始時期：利用申請後順次

下記の申請フォームから受付します。

追加募集用利用申請フォームの記載要領等

追加利用申請フォーム

- ✓ 令和８年度４月以降に利用を希望される自治体は、以下URLより入力・回答をお願いいたします。
  ※申し込み状況によって、利用開始時期を調整させていただくことがございます。
- ➢ **利用申請フォーム**：https://forms.office.com/r/uZc0WUSMD6

※１０月末までに利用申請をいただいた自治体は再度お申込みは不要です。

記載要領

- ✓ こども家庭庁としては、いただいた回答を**自治体としての御判断**と受け止め、その後の準備を進めてまいります。
  必要に応じ、各自治体において然るべき担当者の決裁を取得した上で、回答をお願いいたします。
- ✓ フォームへの御回答は**１自治体当たり１件まで**でお願いいたします。
  同一自治体から複数回答があった場合、最新のものを優先させていただきます。
- ✓ 記載いただいた「担当者」を対象に、自治体管理者アカウントを発行させていただきます。

3.3.2 今後の利用申請について（追加利用申請･稼働後利用申請）

利用申請･追加利用申請に申し込まず、令和８年４月以降に利用申請を行う場合、システム上から利用申請を行う。

稼働後利用申請の受付について

- ✓ 稼働後（令和８年４月以降）に利用申請を行う場合、**保育業務施設管理プラットフォーム上で利用申請を受付**いたします。
- ✓ 利用開始時期は利用申請後順次払い出し対応してまいります。

利用申請(締切)
受付期間：9/8～10/31
利用開始時期：令和８年2月～4月
※２月は検証環境で操作

追加利用申請 (受付中)
受付期間：11/13～3/31
利用開始時期：令和８年4月以降

稼働後利用申請 (受付前)
受付期間：4/1～
利用開始時期：利用申請後順次

システム上での利用申請に切り替わります。

稼働後利用申請の流れについて

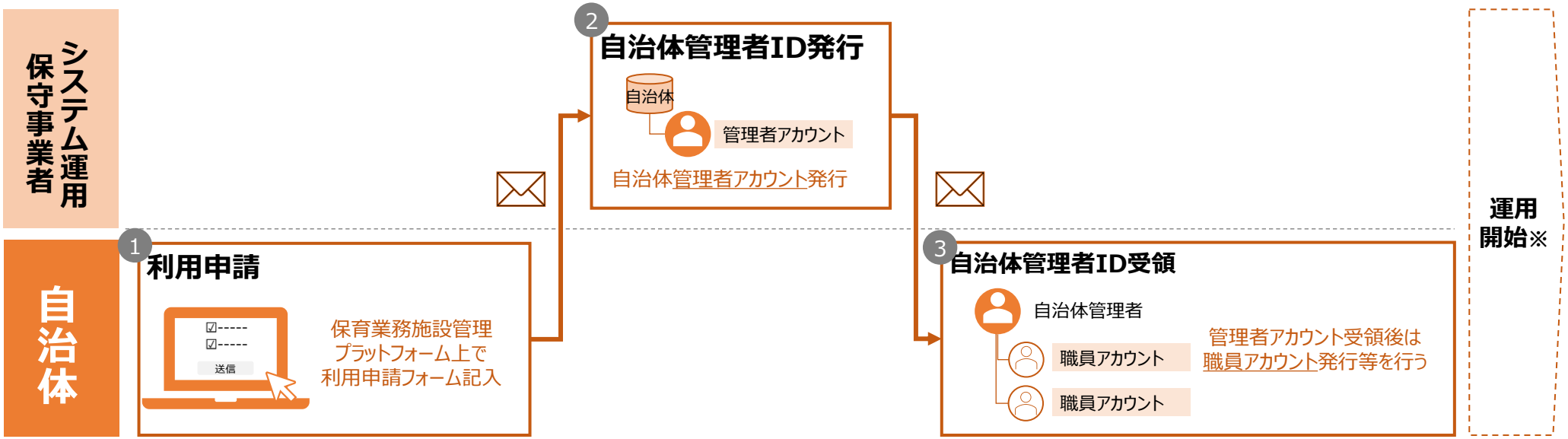

※運用開始までに、保育施設向けの周知や、保育施設等のアカウント発行のための情報収集等が必要となる。必要な作業や流れは、3.1.1 運用開始までの全体スケジュール（自治体側）をご参考いただきたい。

４．保育ICT推進加算

４．１ 保育ICT推進加算の創設

こどもまんなか
こども家庭庁

保育ＩＣＴ推進加算（仮称）の創設

R8.1 時点（案）

○　保育所等において、テクノロジーの活用による業務改善を推進し、業務負担の軽減、教育・保育の質の確保・向上を図るため、
ICT活用の責任者（※１）**を置いた**上で、
①　業務において、**４つの機能**（※２）**を持つICT**の活用、
②　給付・監査について、**保育業務施設管理プラットフォーム**の活用（※３）、
③　入所・入園の調整等において、**保活情報連携基盤**の活用（※３）、
を行う施設・事業所に対して、ICT活用に係る費用を加算する。

（※１）当該責任者は、ICTの導入・活用について施設内で中心となって取り組み、他の職員の相談に対応すること。
（※２）４つの機能：園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、保育に関する計画記録及びキャッシュレス決済に関する機能。
（※３）令和８年度においては施設においてアカウントの発行を受けていて、令和９年度以降に活用する予定であることをもって算定可能とする。
【活用の具体的な内容は、令和８年６月までを目途に示す予定。】

○　なお、**ここdeサーチにおける施設の運営状況に関する情報の最新化**（※）を行っていない施設・事業所は本加算の対象外とする。また、「保育所等におけるICT化推進等事業」による補助を受け、システムの導入等を行った年度は本加算の算定はできないものとする。

（※）例年、５月に最新化の依頼を行っているところ、これを９月末までに対応し、更新又は更新なしの処理を行う。また、最新化がなされていない又は情報に誤りがあって、市町村から保育所等に対し、最新化・修正の指摘があった際には適切に対応する。適切に対応がされていない場合は当該年度の加算の算定は認めないものとする。

○　単価は、規模を踏まえて施設型と地域型で分けて設定する。

単価表

保育ICT推進加算	幼稚園、保育所、認定こども園：30万円 地域型保育事業：18万円 ÷３月初日の利用子ども数	※３月初日の利用子どもの単価に加算

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所

EOF